

1 監査の対象

- (1) 議会事務局
- (2) 農業委員会事務局

2 監査実施期間 平成 27 年 4 月 10 日から平成 27 年 6 月 23 日まで

3 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日までに執行された財務に関する事務等に係る次の項目が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の方法

事務局長又は事務局次長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等とを主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められた。